



相模原市土木工事共通特記仕様書

相 模 原 市

【更新履歴】

更 新 日	項 目
平成 25 年 4 月 1 日	・相模原市土木工事共通特記仕様書を制定しました。
平成 25 年 4 月 22 日	・公共建設発生土処分の指定処分に関する共通特記仕様書を追加しました。
平成 25 年 7 月 1 日	・残材の処理及び再生材の利用に関する共通特記仕様書について、再生プラント工場を 1 社追加しました（全 10 社）。
平成 26 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・土木工事共通特記仕様書に関する事務取扱要領について、基準類の時点修正をしました。 ・スラグ入りアスファルト合材の舗装工事に関する共通特記仕様書について、改質 型を追加しました。 ・舗装版切断時に発生する濁水の処理（試行）に関する共通特記仕様書を追加しました。
平成 26 年 10 月 1 日	・土木工事共通特記仕様書に関する事務取扱要領について、基準類の時点修正をしました。
平成 27 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・公共建設発生土処分の指定処分に関する共通特記仕様書について、内容の修正をしました。 ・残材の処理及び再生材の利用に関する共通特記仕様書について、内容の修正をしました。 ・再生砂（RC - 10）の使用に関する共通特記仕様書について、内容の修正をしました。 ・スラグ入りアスファルト合材の舗装工事に関する共通特記仕様書について、内容の修正をしました。 ・舗装版切断時に発生する濁水の処理（試行）に関する共通特記仕様書について、内容の修正をしました。 ・施工体制台帳の作成等に関する共通特記仕様書を追加しました。

目 次

土木工事共通特記仕様書に関する事務取扱要領.....	1
1. 公共建設発生土処分の指定処分に関する共通特記仕様書.....	2
2. 残材の処理及び再生材の利用に関する共通特記仕様書.....	10
3. 改良土の使用に関する共通特記仕様書.....	17
4. 再生砂(RC - 10)の使用に関する共通特記仕様書.....	24
5. 建設リサイクル法に関する共通特記仕様書.....	25
6. 建設副産物実態調査に関する共通特記仕様書.....	34
7. スラグ入りアスファルト合材の舗装工事に関する共通特記仕様書.....	36
8. 照査結果報告に関する共通特記仕様書.....	38
9. 現場代理人等の氏名等の取扱いに関する共通特記仕様書.....	40
10. 設計変更に関する共通特記仕様書.....	41
11. 施工計画書の取扱いに関する共通特記仕様書.....	42
12. 電子納品に関する共通特記仕様書.....	43
13. 舗装版切断時に発生する濁水の処理(試行)に関する共通特記仕様書.....	44
14. 施工体制台帳等の作成に関する共通特記仕様書.....	45

土木工事共通特記仕様書に関する事務取扱要領

(適用)

第1条 相模原市が発注する土木工事においては、次に示す基準類のほか、本土木工事共通特記仕様書(以下「本仕様書」という。)による。

(1) 土木工事共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)(平成25年4月)

(2) 土木工事施工管理基準(平成26年4月)

(3) 土木工事写真管理基準(平成26年4月)

(4) 道路標準構造図(平成26年10月)

(5) 下水道設計指針(平成24年4月)

(6) 下水道標準図(平成23年4月)

2 前項に掲げるものに定めのない事項については、各工事で定める追加特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)による。

(優先順位)

第2条 共通仕様書、本仕様書及び特記仕様書の記載内容の優先については、特記仕様書、本仕様書、共通仕様書の順とする。

(適用除外)

第3条 本仕様書で定める事項について該当しない工種等は、適用しないものとする。

(読み替え)

第4条 共通仕様書で定義されている特記仕様書(第 編共通編、第1章総則1-1-2用語の定義)は、「土木工事共通特記仕様書及び追加特記仕様書」と読み替えるものとする。

附 則

本要領は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

本要領は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

本要領は、平成26年10月1日から適用する。

1. 公共建設発生土処分の指定処分に関する共通特記仕様書

(適用)

第1条 本仕様書は、公共工事に伴い発生する建設発生土(以下「公共建設発生土」という。)の処分に際し、指定処分と明示された工事に適用する。

(受入地)

第2条 受注者は、本工事の現場から発生する公共建設発生土を現場説明書等に明示された受入地に搬入するものとする。

(申込書等の提出)

第3条 受注者は、指定された受入地に公共建設発生土を搬入する前に「土砂搬入(変更)申込書(第1号様式)」を監督員に提出し、承認を受けた際に交付される「土砂搬入(変更)承認書(第2号様式)」の提出により受入地から搬入整理券(チケット)を購入しなければならない。なお、承認を受けた土量等に変更(増減)が生じた場合も同様とする。

(完了報告書の提出)

第4条 受注者は、指定された受入地への公共建設発生土の搬入が完了した場合は、受入地から発行される「土砂搬入(変更)完了報告書(第3号様式)」を監督員に提出しなければならない。

(土質の確認)

第5条 受注者は、受入地に搬入する公共建設発生土の状態を確認、把握し、コーン指数が土質区分基準に定める第3種建設発生土の値に満たないもの、産業廃棄物に属するもの及び単位体積重量が著しく異なるものは、受入地での受入は出来ないことから、監督員と協議し解決を図るものとする。

(建設発生土の情報提供)

第6条 受注者は、本工事の現場から地山土量が100m³以上の公共建設発生土を搬出する場合は、「建設発生土搬出のお知らせ(神奈川県県土整備部検指第305号土木部長通知平成10年2月24日)」により搬出前に受入地及び受入地が存する区市町の建設発生土担当窓口へ郵送又はFAXで情報提供をするとともに、速やかにその写しを監督員に提出しなければならない。

(処理計画の届出)

第7条 受注者は、本工事の現場から500m³以上の公共建設発生土を搬出する場合は、搬出を開始する日から起算して20日前までに「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」に規定する処理計画を神奈川県知事に届け出なければならない。ただし、事前に市が処理計画届出除外の承認を受けている工事はこの限りではない。

(搬入整理券の購入)

第8条 受注者は、搬入整理券(チケット)の購入にあたっては、受入地が発券に要する期間を見込むとともに工事の進捗に支障をきたさないように計画的に購入しなければならない。

(受入の基準)

第9条 受注者は、公共建設発生土の処分にあたっては、本仕様書によるもののほか、指定された受入地の受け入れ基準によらなければならない。

附 則

本仕様書は、平成25年4月22日から適用する。

附 則

本仕様書は、平成27年4月1日から適用する。

第1号様式（市提出用）

受注者 監督員

土砂搬入（変更）申込書

平成 年 月 日

相模原市長 宛

住所

申込者 法人名 ①

代表者

現場代理人 氏名

TEL

FAX

次のとおり土砂搬入の承認を申し込みます。

発注機関	所属名 局 部 課		
工事名	平成 年度		
工事箇所	相模原市 区		地内
契約工期	年 月 日～ 年 月 日〔変更〕 年 月 日～ 年 月 日		
土質	1. 砂・礫等 2. 砂質土・礫質等 3. 粘性土・ローム等	土質検査表	該当なし 該当あり 通
土量 (地山)	設計土量 m ³	変更後設計土量 m ³	申込済土量 m ³ 今回申込土量 m ³
指定受入地名	受入地〔 〕	平成 年度単価適用	円

上記については、設計内容と相違ないことを確認しました。

所属 課

確認者 氏名 ① 監督員 氏名 ①

内線

確認者とは担当課連絡員です。

上記の申込について承認してよろしいか。

受付年月日・番号		承認年月日・番号		指定受入地名		
承認決裁	課長	担当課長		確認者	担当	備考

第2号様式

監督員 受注者 受入地

土砂搬入（変更）承認書

平成 年 月 日

（指定受入地）

殿

住 所

申 込 者 法人名

印

代表者

現場代理人 氏 名

T E L

F A X

発 注 機 関	所 属 名			局	部	課
工 事 名	平成 年度					
工 事 箇 所	相模原市 区				地内	
契 約 工 期	年 月 日~		年 月 日〔変更〕		年 月 日	
土 質	1. 砂・礫等 2. 砂質土・礫質等 3. 粘性土・ローム等			土質検査表	該当なし 該当あり 通	
土 量 (地山)	設計土量 m ³	変更後設計土量 m ³	申込済土量 m ³		今回申込土量 m ³	
指定受入地名	受入地〔 〕			平成 年度単価適用 円		

平成 年 月 日

上記のとおり土砂搬入を承認します。

相模原市長

受入地記載欄	申込土量（地山） m ³	搬入車両 （1台当積載量）	2 t車 （ m ³ ）	4 t車 （ m ³ ）	10 t車 （ m ³ ）	合計請求金額 （消費税込）
		搬入台数	台	台	台	円
	一台当りの単価	（消費税込み）		円	円	円
	分割購入 予 定	平成 年 月 日	台	台	台	円
		平成 年 月 日	台	台	台	円
		平成 年 月 日	台	台	台	円
合計精算予定	平成 年 月 日	台	台	台	円	

第3号様式（市提出用）

受入地 受注者 監督員

土砂搬入（変更）完了報告書

平成 年 月 日

相模原市長宛

住所
 申込者 法人名 ⑩
 代表者
 現場代理人 氏名
 TEL
 FAX

発注機関	所属名 局 部 課		
工事名	平成 年度		
工事箇所	相模原市 区	地内	
契約工期	年 月 日～ 年 月 日〔変更〕 年 月 日～ 年 月 日		
土質	1.砂・礫等 2.土・礫質等 3.粘性土・ローム等	土質検査表	該当なし 該当あり 通
土量 (地山)	設計土量 m ³	変更後設計土量 m ³	申込済土量 m ³ 今回申込土量 m ³
指定受入地名	受入地〔 〕	平成 年度単価適用	円

完了内容	搬入開始日 平成 年 月 日	搬入車両 (1台当積載量)	2t車 (m ³)	4t車 (m ³)	10t車 (m ³)	合計
	搬入終了日 平成 年 月 日	搬入台数	台	台	台	台
	搬入土量(地山換算)	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³

上記のとおり搬入の完了を確認しました。

平成 年 月 日

(指定受入地)住所

法人名 ⑩

代表者

(第6条関係)

建設発生土搬出のお知らせ

平成 年 月 日

会 社 名

現場代理人名

下記のとおり、貴区市町村内への受入れ先に建設発生土を搬出いたしますので、お知らせいたします。

工 事 件 名	
工 事 場 所	
工 事 概 要	
工 事 発 注 機 関 名	
工事監督員又は担当者名	
連 絡 先	
工 事 請 負 業 者 名	
担 当 者 名 ・ 連 絡 先	氏名： TEL：
建設発生土の運搬業者	
建設発生土の受入先名等	
住 所	
建設発生土の運搬経路	(別添図面の通り)
建設発生土の搬出時期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
建設発生土の土質、土量	土質： 搬出量：

【参考】

第1号様式（市提出用）
受注者 監督員

記入例（変更の場合）

土砂搬入（変更）申込書

平成 年 月 日

相模原市長 宛

住所
申込者 法人名 ⑩
代表者
現場代理人 氏名
TEL
FAX

当初は、設計土量と今回申込土量欄に記入する。複数回変更する場合は、前回変更後設計土量を設計土量とする。

次のとおり土砂搬入の承認を申し込みます。

発注機関	所属名 局 部 課		
工事名	平成 年度		
工事箇所	相模原市 区		地内
契約工期	年 月 日～ 年 月 日〔変更〕 年 月 日～ 年 月 日		
土質	1. 砂・礫等 2. 砂質土・礫質等 3. 粘性土・ローム等	土質検査表	該当なし 該当あり 通
土量 (地山)	設計土量 1,000 m ³	変更後設計土量 1,200 m ³	申込済土量 1,000 m ³ 今回申込土量 200 m ³
指定受入地名	受入地〔 〕		平成 年度単価適用 円

上記については、設計内容と相違ないことを確認しました。

所属 課
確認者 氏名 ⑩ 監督員 氏名 ⑩
内線
確認者とは担当課連絡員です。

上記の申込について承認してよろしいか。

受付年月日・番号	承認年月日・番号	指定受入地名	
課長	担当課長	確認者	担当
承認決裁			備考

【参考】

第1号様式（市提出用）
受注者 監督員

記入例（分割購入の場合）

土砂搬入（変更）申込書

平成 年 月 日

相模原市長 宛

住所
申込者 法人名
代表者
現場代理人 氏名
TEL
FAX

当初は、設計土量と今回申込土量欄に記入する。2回目以降は、申込済土量を合計し記入する。分割しながら変更の場合は、今回申込土量により最終調整する。

次のとおり土砂搬入の承認を申し込みます。

発注機関	所属名			局	部	課
工事名	平成 年度					
工事箇所	相模原市 区				地内	
契約工期	年 月 日～		年 月 日〔変更〕		年 月 日～ 年 月 日	
土質	1. 砂・礫等 2. 砂質土・礫質等 3. 粘性土・ローム等			土質検査表	該当なし 該当あり 通	
土量 (地山)	設計土量 1,000 m ³	変更後設計土量 m ³	申込済土量 600 m ³	今回申込土量 400 m ³		
指定受入地名	受入地〔 〕			平成	年度単価適用 円	
上記については、設計内容と相違ないことを確認した。						
所属 課		1回目申込土量		2回目申込土量		
確認者 氏名		監督員 氏名		内線		
確認者とは担当課連絡員です。						

上記の申込について承認してよろしいか。

受付年月日・番号	承認年月日・番号	指定受入地名	
承認決裁	課長	担当課長	備考
	確認者	担当	

2. 残材の処理及び再生材の利用に関する共通特記仕様書

(目的)

第1条 相模原市が発注する公共工事によって生じる残材の処理及び再生材の利用に関し必要な事項を定めることにより、不法投棄の防止並びに省資源化を図り、もって公共事業の円滑な推進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本仕様書において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 残材 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第2条第9号に定めるコンクリートの破片その他これに類する物をいい、アスファルトコンクリート塊、セメントコンクリート塊及びその他の路盤廃材(土を含まないもの)を含む。
- (2) 再生材 残材を再利用する目的をもって、加工生産した建設資材をいう。
- (3) 認定された工場 「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」の規定により認定を受けた工場をいう。
- (4) 様式1 相模原市工事残材搬入連絡票をいう。
- (5) 様式2 相模原市残材搬入完了報告書をいう。
- (6) 様式3 相模原市再生材使用連絡票をいう。
- (7) 様式4 相模原市再生材使用量報告書をいう。

(認定された工場)

第3条 残材の処理及び再生プラント工場として認定された工場は別表のとおりとする。

(残材の搬入手続等)

第4条 監督員は、受注者に「様式1」の提出及び搬入数量等の指示を行うものとする。

- 2 受注者は、請け負った工事から残材が発生する場合には、すみやかに「様式1」を監督員に提出し、次項の規定による承認を受けた後、認定された工場等に提出する。
- 3 監督員は、前項の規定により提出された「様式1」に記載された内容を確認し、記載内容に誤りがない場合は承認をして1部を受注者へ返却し、1部を保管する。
- 4 受注者は、残材を廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の定めるところにより責任をもって認定された工場等に搬入しなければならない。
- 5 受注者は、当該工事が発生した残材の搬入を完了したときは、速やかに「様式2」に必要事項を記載し、認定された工場等の証明を受け、監督員に報告する。
- 6 認定された工場等は、搬入される残材を適切な方法をもって正確に検収するとともに、適正な保管、処理を行わなければならない。

(再生材の使用等)

第5条 再生材の使用にあたっては、認定された工場の製品を使用するよう努めなければならない。

- 2 監督員は、再生材を使用する場合にあたり、あらかじめ認定された工場等と使用予定数量等について連絡を取るとともに、「様式3」の提出を受注者に指示する。
- 3 受注者は、再生材を使用する場合には、監督員の指示に基づき「様式3」に必要事項を記載し、次項の規定による承認を受けた後、認定された工場等に提出する。
- 4 監督員は、記載された内容を確認し、記載内容に誤りがない場合は承認をして1部を受注者へ返却し、1部を保管する。
- 5 受注者は、工事が完了したときは、当該工事に使用した再生材の使用数量等について「様式4」に必要事項を記載し、認定された工場等の証明を受け、監督員に報告する。
(品質の確認)

第6条 受注者は、再生材の使用に先立ち、試験結果報告書を製造者から入手し、品質の適合を確認しなければならない。ただし、認定された工場の場合は、省略することができる。なお、再生砂(RC-10)については、別紙「再生砂(RC-10)の使用に関する共通特記仕様書」によるものとする。

(補則)

第7条 本仕様書について、発注者と受注者との相互の間に疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

附 則

本要領は、昭和63年10月1日から適用する。

附 則

本要領は、平成5年4月1日から適用する。

附 則

本要領は、平成11年10月1日から適用する。

附 則

本要領は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

本要領は、平成18年7月1日から適用する。

附 則

本仕様書は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

本仕様書は、平成25年7月1日から適用する。

附 則

本仕様書は、平成27年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

【認定工場】

No	会社名 工場名	工場所在地	連絡先	認定資材			
				RC 40	RM 40	RM 30	RC 10
1	大森産業株式会社 第一工場外	厚木市上依知鬼ヶ谷2935番地外	046(245)0808				
2	篠崎建材合資会社 建設廃材処理工場	愛甲郡愛川町角田1075番地の1	046(285)0454				
3	有限会社泰成建工 相武台工場	相模原市南区新戸600番地	042(746)7777				
4	世紀東急工業株式会社 相模原再生工場	相模原市中央区田名2500番地の1	042(761)0109			-	-
5	株式会社相模土建 県央リサイクルセンター	相模原市南区磯部606番地	046(255)2222				
6	露木建設工業株式会社 厚木工場	厚木市山際南海道1728番地	046(245)0258				
7	共同企業体相模アスコン 相模合材工場	横浜市瀬谷区北町20-13	045(921)1899			-	
8	株式会社NIPPO 大和合材工場	大和市下鶴間2594	046(263)3325		-	-	
9	有限会社関戸商事 せきどろ・プラント津久井	相模原市緑区青野原60-1	042(780)0611				
10	東亜道路工業株式会社 厚木アスコン	厚木市金田1117-2	046(224)8470		-	-	-
11	前田道路株式会社 西東京合材工場	八王子市北野町589-1	042(645)0443		-	-	-
12	株式会社佐藤渡辺 横浜合材工場	横浜市瀬谷区目黒町36-2	045(921)3703			-	-

(様式1)

相模原市工事残材搬入連絡票

発生残材名	搬入予定数量 (m ³)	搬入期間	
		始期	終期
アスファルト		・	・
コンクリート		・	・
路盤廃材		・	・
計			
(搬入先) 残材処理業者名	()		
(搬入者) 受注者	()		
工事名称			
予定工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
工事担当課名			
監督員承認	平成 年 月 日		監督員氏名 印

- 1 本票は受注者が2部作成し、監督員の承認を受けた後、市工事担当課と搬入する認定された工場に各1部提出すること。
- 2 搬入する残材は、概ね50cm以下の大きさで、土を含まないものとする。

【認定された工場】

No.	会社名 工場名	工場所在地	連絡先
1	大森産業株式会社	厚木市上依知鬼ヶ谷2936番地	046(245)0808
2	篠崎建材合資会社	愛甲郡愛川町角田1075番地の1	046(285)0454
3	有限会社泰成建工 相武台工場	相模原市南区新戸600番地	042(746)7777
4	世紀東急工業株式会社 相模原再生工場	相模原市中央区田名2500番地の1	042(761)0109
5	株式会社相模土建 県央リサイクルセンター	相模原市南区磯部字下郷606番地	046(255)2222
6	露木建設工業株式会社 厚木工場	厚木市山際南海道1728番地	046(245)0258
7	共同企業体相模アスコン 相模合材工場	横浜市瀬谷区北町20-13	045(921)1899
8	株式会社NIPPO 大和合材工場	大和市下鶴間2594	046(263)3325
9	有限会社関戸商事 せきどエコ・プラント津久井	相模原市緑区青野原60-1	042(780)0611
10	東亜道路工業株式会社 厚木アスコン	厚木市金田1117-2	046(224)8470
11	前田道路株式会社 西東京合材工場	八王子市北野町589-1	042(645)0443
12	株式会社佐藤渡辺 横浜合材工場	横浜市瀬谷区目黒町36-2	045(921)3703

(様式2)

相模原市残材搬入完了報告書

相模原市(担当課)

監督員 _____

受注者 住 所

名 称

代表者 _____ (印)

1 工 事 名 称

2 工 期 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

上記の工事において搬入した残材の数量は、次のとおりでしたので報告します。

発生残材名	搬入数量 (m 3)	搬 入 期 間	
		始 期	終 期
アスファルト		・ ・	・ ・
コンクリート		・ ・	・ ・
路盤廃材		・ ・	・ ・
計			

上記のとおり、搬入されたことを証明する。

平成 年 月 日

証 明 者 住 所

(認定された工場) 名 称

代表者 _____ (印)

(様式3)

相模原市再生材使用連絡票

再生材品目	使用予定数量 (m3)	搬出期間	
		始期	終期
再生砕石(RC-40)		・	・
再生砕石砂(RC-10)		・	・
再生粒度調整砕石(RM-40)		・	・
再生粒度調整砕石(RM-30)		・	・
再生割栗(150～50)		・	・
計			
受注者	()		
認定された工場	()		
工事名称			
予定工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
工事担当課名			
監督員承認	平成 年 月 日 監督員氏名 印		

1 本票は受注者が2部作成し、監督員の承認を受けた後、市工事担当課と搬出する認定された工場に各1部提出すること。

2 再生材を使用する際は、認定された工場と事前に連絡を取ること。

【認定された工場】

No.	会社名 工場名	工場所在地	連絡先
1	大森産業株式会社	厚木市上依知鬼ヶ谷2936番地	046(245)0808
2	篠崎建材合資会社	愛甲郡愛川町角田1075番地の1	046(285)0454
3	有限会社泰成建工 相武台工場	相模原市南区新戸600番地	042(746)7777
4	世紀東急工業株式会社 相模原再生工場	相模原市中央区田名2500番地の1	042(761)0109
5	株式会社相模土建 県央リサイクルセンター	相模原市南区磯部字下郷606番地	046(255)2222
6	露木建設工業株式会社 厚木工場	厚木市山際南海道1728番地	046(245)0258
7	共同企業体相模アスコ 相模合材工場	横浜市瀬谷区北町20-13	045(921)1899
8	株式会社NIPPO 大和合材工場	大和市下鶴間2594	046(263)3325
9	有限会社関戸商事 せきどエコ・プラント津久井	相模原市緑区青野原60-1	042(780)0611
10	東亜道路工業株式会社 厚木アスコ	厚木市金田1117-2	046(224)8470
11	前田道路株式会社 西東京合材工場	八王子市北野町589-1	042(645)0443
12	株式会社佐藤渡辺 横浜合材工場	横浜市瀬谷区目黒町36-2	045(921)3703

(様式4)

相模原市再生材使用量報告書

相模原市(担当課)

監督員 _____

受注者 住所

名称

代表者 _____ (印)

1 工事名称

2 工期 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

上記の工事において使用した再生材の数量は、次のとおりでしたので報告します。

再生材品目	使用数量(m ³)	搬出期間	
		始期	終期
再生碎石(RC-40)		・	・
再生碎石砂(RC-10)		・	・
再生粒度調整碎石(RM-40)		・	・
再生粒度調整碎石(RM-30)		・	・
再生割栗(150~50)		・	・
計			

上記のとおり、搬出されたことを証明する。

平成 年 月 日

証明者 住所

(認定された工場) 名称

代表者 _____ (印)

3. 改良土の使用に関する共通特記仕様書

(適用)

第1条 本仕様書は、相模原市(以下「市」という。)が発注する改良土による埋戻しを行う工事に適用する。

(用語の定義)

第2条 本仕様書において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 仕様書 改良土仕様書をいう。
- (2) 改良土 改良土仕様書に定める土をいう。
- (3) 原料土 改良土を作る目的をもって土質改良プラントへ搬入する建設発生土をいう。
- (4) プラント 市が指定する土質改良プラント工場をいう。
- (5) 様式1 相模原市改良土(原料土)搬入搬出連絡票をいう。
- (6) 様式2 相模原市改良土(原料土)搬入搬出数量確定書をいう。
- (7) 様式3 相模原市改良土使用報告書をいう。

(指定工場)

第3条 前条4号に規定するプラントは、別に定める仕様書に規定する事項を満足する能力を備えたものとして、別表のとおりとする。

(施工基準)

第4条 施工基準は、相模原市土木工事共通仕様書によるものとする。

(使用手続)

第5条 改良土の使用の手続きは、別図のとおりとする。

(使用上の注意)

第6条 受注者は、「様式1」により原料土の搬入及び改良土の搬出の予定をプラントへ連絡するものとする。

- 2 受注者は、原料土をプラントに搬入する際は、原則として搬入する原料土と同量の改良土を搬出するものとする。
- 3 原料土及び改良土の土量は、施工承認による数量に変更がない場合は、「様式2」に記載した設計土量の全数を使用したものとし、受注者は、購入したチケットに余剰が生じたときは、当該チケットをプラントに無償で返却するものとする。ただし、施工承認により改良土による埋戻しの土量が減じた場合において、受注者が施工承認土量分のチケットを先に購入しているときは、当該施工承認土量分のチケットをプラントが買い取るものとする。
- 4 受注者は、含水量が著しく多い土並びにA S塊、C O塊、ゴミ類及び金属が含まれている土を原料土としてプラントに搬入してはならない。
- 5 受注者は、改良土を資材置場等に仮置する場合は、降雨等により品質低下のないよう配慮しなければならない。

附 則

本事務取扱要領は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

本事務取扱要領は、平成23年5月10日から適用する。

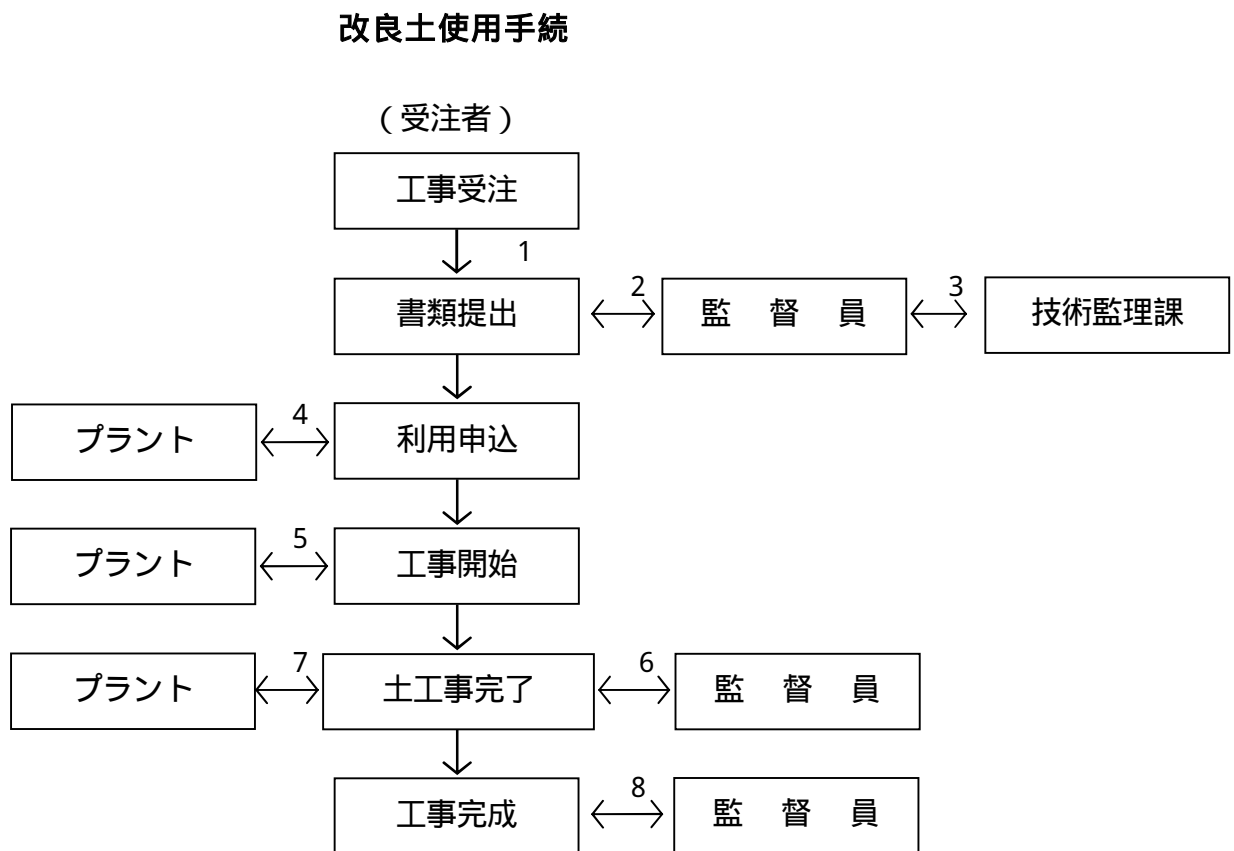
附 則

本仕様書は、平成25年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

指定工場		
土質改良プラント工場名	所在地	連絡先
篠崎建材合資会社	愛甲郡愛川町角田 1075 1	Tel : 046 285 0454 Fax : 046 286 9236

別図（第5条関係）



- 1 受注者は、施工計画書に基づき「様式1」を作成する。
- 2 受注者は、「様式1」を監督員に提出し、その承認印を受ける。
- 3 監督員は、技術監理課で通し番号（以下「 」という。）を確認する。
- 4 受注者は、承認印の押印及び監督員が確認した の記載された「様式1」をプラントへ提出し、チケットを購入する。
- 5 受注者は、購入したチケットにより原料土の搬入及び改良土の搬出を行う。
- 6 受注者は、土工事が完了した際は「様式2」を作成し、監督員の承認を受ける。
- 7 受注者は、プラントにおいて、搬入搬出した土の総量と「様式2」の搬入搬出土量の確認を受け、「様式3」にプラントの証明を受ける。
- 8 受注者は、工事完成時にプラントの証明を受けた「様式3」を監督員に提出する。

(様式1)

相模原市改良土(原料土)搬入搬出連絡票

-	設計土量		(m ³)	
材料名	今回土量	搬入・搬出期間		適用
		開始	終了	
原料土	(m ³)	年 月 日	年 月 日	
改良土	(m ³)	年 月 日	年 月 日	
搬入済み原料土		(m ³)	搬入予定原料土 (m ³)	
搬出済み改良土		(m ³)	搬出予定改良土 (m ³)	
搬入者	受注者	現場代理人氏名 ()		
		現場事務所等連絡先 ()		
工事名称				
工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
担当課		監督員承認	平成 年 月 日 印	

注意

- 1 本票は、受注者が2部作成し、工事担当課の受付印及び監督員の承認印を受ける。
- 2 承認印を受けたものを市工事担当課及びプラントにそれぞれ1部提出する。
- 3 土量は、地山土量で記入する。
- 4 プラントへは、次のような土は搬入してはならない。
 - 1) 含水量が著しく多い土
 - 2) AS塊、CO塊、ゴミ類及び金属が含まれている土
- 5 監督員は、本票の写しを技術監理課へ提出し、通し番号を確認すること。
- 6 今回土量、搬入搬出土量、搬入搬出予定土量の合計は設計土量になる。
- 7 設計土量に変更が生じた場合は、設計変更後の土量等を記入し、再度、受付印及び承認印を受けるものとする。その際、受付番号は変更前の番号を使用する。

(様式2)

相模原市改良土(原料土)搬入搬出数量確定書

-				
材 料 名		設計土量 (A)	施工承認土量 (B)	搬入搬出土量 (A) - (B)
原 料 土		(m ³)	(m ³)	(m ³)
改 良 土		(m ³)		(m ³)
搬 入 者	受注者			
			現場代理人氏名	()
			現場事務所等連絡先	()
工 事 名 称				
工 期		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
担 当 課			監督員承認	平成 年 月 日 印

注 意

- 1 本票は、受注者が2部作成し、工事担当課の受付印及び監督員の承認を受ける。
- 2 承認を受けたものを市工事担当課に提出するとともに、様式3とあわせてプラントに提出するものとする。
- 3 設計土量は、様式1の設計土量と同数とする。
- 4 土量は、地山土量で記入する。

(様式3)

相模原市改良土使用報告書

相 模 原 市 長 宛

受注者 住所
名称
代表者 印

1. 工事名称

2. 工 期 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

上記工事においてプラントへ搬入した原料土と使用した改良土の数量は、次のとおりでした。

材 料 名	土 量 (m^3)	搬入・搬出期間	
		開 始	終 了
原 料 土		年 月 日	年 月 日
改 良 土		年 月 日	年 月 日

土量は、地山土量で記入すること。

上記のとおり使用されたことを証明します。

平成 年 月 日

証明者 住所
(指定工場) 名称 印
代表者

【参考】

(様式 1)

監督員は、技術監理課で番号の確認をすること。

記入例

変更の場合は、変更土量を記入する。

相模原市改良土（原料土）搬入搬出連絡票

○ - 2		設計土量		1,000 (m ³)	
材名	今回申込土量	搬入・搬出期間		適用	
		開始	終了		
原料土	300 (m ³)	年 月 日	年 月 日		
改良土	300 (m ³)	年 月 日	年 月 日		
搬入済み原料土		500 (m ³)		搬入予定原料土 200 (m ³)	
搬出済み改良土		500 (m ³)		搬出予定改良土 200 (m ³)	
搬入者	受注者	= + +			
		()			
		現場代理人氏名			
		現場事務所等連絡先 ()			
工事名称					
工期		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
担当課		監督員承認		平成 年 月 日 印	

注意

- 1 本票は、受注者が2部作成し、工事担当課の受付印及び監督員の承認印を受ける。
- 2 承認印を受けたものを市工事担当課及びプラントにそれぞれ1部提出する。
- 3 土量は、地山土量で記入する。
- 4 プラントへは、次のような土は搬入してはならない。
 - 1) 含水量が著しく多い土
 - 2) AS塊、CO塊、ゴミ類及び金属が含まれている土
- 5 監督員は、本票の写しを技術監理課へ提出し、通し番号を確認すること。
- 6 今回土量、搬入搬出土量、搬入搬出予定土量の合計は設計土量になる。
- 7 設計土量に変更が生じた場合は、設計変更後の土量等を記入し、再度、受付印及び承認印を受けるものとする。その際、受付番号は変更前の番号を使用する。

【参考】

記入例

(様式2)

相模原市改良土(原料土)搬入搬出数量確定書

-				
材 料 名	設計土量 (A)	施工承認土量 (B)	搬入搬出土量 (A) - (B)	
原 料 土	1,000 (m ³)	100 (m ³)	900 (m ³)	
改 良 土	1,000 (m ³)		900 (m ³)	
搬 入 者	受注者	<p>(A)欄は、当初設計土量を記入すること。</p> <p>【施工承認等の土量がない場合】 当初設計土量の全数を利用したものとする。この場合、余ったチケットはプラントに返却(無償)する。 【施工承認等の土量がある場合】 施工承認等により改良土を使用せず、先にチケットを購入している場合は、施工承認の数量分のチケットをプラントは買い取る。</p>		
		<p>現場代理人氏名 ()</p> <p>現場事務所等連絡先 ()</p>		
工 事 名 称				
工 期		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
担 当 課		監督員承認	平成 年 月 日 印	

注 意

- 1 本票は、受注者が2部作成し、工事担当課の受付印及び監督員の承認を受ける。
- 2 承認を受けたものを市工事担当課に提出するとともに、様式3とあわせてプラントに提出するものとする。
- 3 設計土量は、様式1の設計土量と同数とする。
- 4 土量は、地山土量で記入する。

4. 再生砂（RC-10）の使用に関する共通特記仕様書

（用語の定義）

第1条 本仕様書の対象とする「再生砂（RC-10）（以下「再生砂」という。）」とは、建設廃材（コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、路盤材）を破碎し製造する再生砂のうち、コンクリート塊を含むものをいう。

（六価クロムの確認）

第2条 受注者は、再生砂の使用に先立ち、六価クロムについて、平成3年8月23日付け環境庁告示第46号に規定する測定方法に基づき、あらかじめ土壤汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。

（確認及び対応等の基準）

第3条 確認の頻度、対応等の基準は次のとおりとする。

（1）各工事で1購入先あたり1検体の試験を行うこと。

（2）受注者は、再生砂の使用に先立ち、試験結果報告書を製造者から入手し、六価クロムに係る環境基準への適合を確認しなければならない。

（3）受注者は、製造者から入手した試験結果報告書を監督員に提出し、確認を受けるものとする。

（4）再生砂の購入にあたっては、試験に要する相当な期間を考慮し、注文時期を定めるものとする。

（認定された工場からの購入）

第4条 使用する再生砂は、別紙「残材の処理及び再生材の利用に関する共通特記仕様書」に規定する認定された工場の製品を使用するよう努めなければならない。

附 則

本仕様書は、平成20年1月18日から適用する。

附 則

本仕様書は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

本仕様書は、平成27年4月1日から適用する。

5 . 建設リサイクル法に関する共通特記仕様書

(建設リサイクル法への対応)

第1条 受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。)の趣旨に基づき、建設廃棄物の発生抑制に努めるとともに、建設資材の分別解体等(分別仕分け)及び分別により排出された特定建設資材廃棄物の再資源化に積極的に努めること。

2 再資源化により得られた建設資材は、積極的に使用するよう努めること。

(対象工事)

第2条 建設リサイクル法の対象となる建設工事は、各工事の規模の基準以上(表1)かつ特定建設資材が使用されている場合(表2)とする。

(表1) 対象建設工事(建設リサイクル法第9条第1項、施行令第2条)

対象工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	延べ床面積 80m ²
建築物の新築・増築工事	延べ床面積 500m ²
建築物の修繕・模様替(リフォーム等)	工事請負金額 1億円
建築物以外のものの解体・新築等(土木工事等)	工事請負金額 500万円

舗装打換え工事は、新築等(土木工事等)

建築物等の解体工事の実施には建設業許可か解体工事業登録が必要となる。

(表2) 特定建設資材(建設リサイクル法第2条5項、施行令第1条)

特定建設資材	特定建設資材廃棄物
コンクリート	コンクリート塊(コンクリート二次製品)
コンクリート及び鉄筋から成る建設資材	PC鉄筋コンクリート版など
木材	建設発生木材(木材が廃棄物となったもの)
アスファルト・コンクリート	アスファルト・コンクリート塊

伐採木、伐根、樹木剪定枝は、「建設リサイクル法」の対象外となる。

伐採木、伐根は、産業廃棄物のため廃棄物処理法に準じる。

剪定枝は、一般廃棄物に区分する。

(事務の手続き)

第3条 建設リサイクル法に係る事務の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 監督員は、建設リサイクル法第11条に基づき、工事を着手する日までに「通知書」(別紙1)を建築指導課に提出すること。
- (2) 受注者は、工事請負契約締結の前に「説明書」(別紙2)を監督員に提出し、建設リサイクル法第12条に基づき、分別解体等の内容について説明すること。契約後には、下請負者に対して、「説明書」に記載した内容を告げること。
- (3) 工事請負契約の一部として、「法第13条及び省令第4条に基づく書面」(別紙3)を契約課に提出すること。書面のうち「別紙」については、想定される施設名を複数連記しても差し支えない。
- (4) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材については、原則として全て再資源化すること。建設発生木材については、工事現場から半径50km以内に再資源化施設がない場合(施設の事情により受け入れできない場合を含む)に限り縮減を認める。
- (5) 再資源化等が完了したときは、すみやかに建設リサイクル法第18条に基づき「再資源化等報告書」(別紙4)を監督員に提出すること。
- (6) その他、分別解体等及び再資源化等について、建設リサイクル法の趣旨を十分にふまえて

工事の施工にあたること。

(問い合わせ先)

第4条 建設リサイクル法に関する問合せ等は次のとおりである。

(1) 法律の条文等に関すること

国土交通省ホームページ(総合政策、リサイクル)

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/recycle/index.html>

(2) 届出、基準等に関すること

相模原市都市建設局まちづくり計画部建築指導課

電話042-769-8253

(補則)

第5条 本仕様書について、発注者と受注者との相互の間に疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

附 則

本仕様書は、平成25年4月1日から適用する。

通 知 書

平成 年 月 日

相模原市長 宛

(工事発注者) 発注者職氏名 :

住 所 :

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

連絡先	所属名			
	担当者職 フリガナ 氏名			
	電話番号	-	-	(内線)
工事の内容	工事の名称			
	工事の場所	神奈川県 相模原市 区		
	工事の概要	<p>工事の種類 建築物に係る解体工事 建築物に係る新築又は増築の工事 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等()注 1</p> <p>工事の規模 建築物に係る解体工事 用途____、階数____、工事対象床面積____㎡ 建築物に係る新築又は増築の工事 用途____、階数____、工事対象床面積____㎡ 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの 用途____、階数____、請負代金____万円(税込) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金____万円(税込)</p>		
	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 工事着手予定日 : 平成 年 月 日		
受注者	会社名		現場代理人氏名 フリガナ	
	所在地	〒		
	電話番号	-	-	(内線) F A X - -

受付番号 :

注 1) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。(例 : 舗装、築堤、土地改良等)

別紙2（第3条（2）関係）

建設リサイクル法第12条第1項関係（受注者 発注者）

説 明 書

平成 年 月 日

相模原市長 宛

郵便番号	-
所在地	
受注者 名称	
代 表	ⓐ
電話番号	- -

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、次の対象建設工事の届出に係る事項について下記のとおり説明します。

工事の名称

記

1. 説明内容 添付資料のとおり

2. 添付資料

別表(別表1～3のいずれかに必要事項を記載したもの)

別表1 (建築物に係る解体工事)

別表2 (建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替))

別表3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等))

別表は、省令第2条第2項に定められた様式とする。

その他の別添資料(添付する場合)

工程表

(別表3)

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)	鉄筋コンクリート造 その他()			
工事の種類	新築工事 維持・修繕工事 解体工事 電気 水道 ガス 下水道 鉄道 電話 その他()			
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)	コンクリート コンクリート及び鉄から成る建設資材 アスファルト・コンクリート 木材			
工作物に関する 調査の結果	工作物の状況			
	周辺状況			
	作業場所の状況			
	搬出経路の状況			
	付着物の有無(解体・ 維持・修繕工事のみ)	・特定建設資材に付着した飛散性石綿(吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール等) 有 無 ・特定建設資材に付着した非飛散性石綿(石綿含有ビニール床タイル等) 有 無 ・その他 有() 無		
その他 ()	・特定建設資材に付着していない飛散性石綿(鉄骨等の特定建設資材以外のものに吹付けられた石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材等) 有 無 ・特定建設資材に付着していない非飛散性石綿 有 無 ・その他 有() 無			
工事着手前に実施 する措置の内容	作業場所の確保			
	搬出経路の確保			
	その他 ()			
工事着手の時期		平成 年 月 日		
工程ごとの作業 内容及び 解体方法	工程	作業内容		分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	仮設	仮設工事 有 無		手作業 手作業・機械作業の併用
	土工	土工事 有 無		手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎	基礎工事 有 無		手作業 手作業・機械作業の併用
	本体構造	本体構造の工事 有 無		手作業 手作業・機械作業の併用
	本体付属品	本体付属品の工事 有 無		手作業 手作業・機械作業の併用
	その他 ()	その他の工事 有 無		手作業 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序 (解体工事のみ)	上の工程における の順序 その他() その他の場合の理由()			
工作物に用いられた建設資材の量 の見込み(解体工事のみ)	トン			
廃棄物 発生 見込 量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの 量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工 作物の部分(新築・維 持・修繕工事のみ)及び特定 建設資材廃棄物の発生が見込ま れる工作物の部分(維持・ 修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分又は使用する部分 (注)
		コンクリート塊	トン	
		アスファルト・コンクリート塊	トン	
		建設発生木材	トン	
(注) 仮設 土工 基礎 本体構造 本体付属品 その他				
備考				

以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

欄には、該当箇所「レ」を付すこと。

別紙3（第3条（3）関係）

法第13条及び省令第4条に基づく書面

（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合）

1. 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	仮設	仮設工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	土工	土工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎	基礎工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体構造	本体構造の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体付属品	本体付属品の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他 ()	その他の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用 _____ 円(税込)

（受注者の見積金額）

（注）解体工事の場合のみ記載する。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 _____ 別紙のとおり

（特定建設資材廃棄物について記載されていればよい）

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 _____ 円(税込)

（受注者の見積金額）

（書ききれない場合は別紙に記載）

別 紙

特定建設資材廃棄物 の種類	施設の名称	所在地

受注者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

別紙4（第3条（4）関係）

再資源化等報告書

平成 年 月 日

（発注者）

氏名（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名）

（郵便番号 _____ - _____）電話番号 _____ - _____

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称
2. 工事の場所
3. 再資源化等が完了した年月日 平成 年 月 日
4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地

（書ききれない場合は別紙に記載）

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 _____万円（税込み）

（参考資料を添付する場合の添付資料）

資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合など

再生資源利用実施書（必要事項を記載したもの）

再生資源利用促進実施書（必要事項を記載したもの）

別紙

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

6 . 建設副産物実態調査に関する共通特記仕様書

(目的)

第 1 条 本仕様書は、建設工事の現場から発生する建設副産物についての発生量及び再生資源利用量の実態把握を目的に定めるものとする。

(対象工事及び調査品目)

第 2 条 受注者は、本工事の建設資材利用量及び建設副産物発生量・搬出量の大小や有無にかかわらず、当該年度に終了した最終請負額が 1 0 0 万円以上の工事は、次項の建設副産物実態調査作業手順にもとづき調査データを提出するものとする。ただし、複数年にまたがる工事の工事額は、当該年度の年割り額を記入し、工事内容は当該年度分の資材利用量、建設副産物発生量・搬出量のみを記入する。なお、この手順により作成されたデータ及び帳票は、「資源有効利用促進法」で定められた「再生資源利用{促進}計画書(実施書)の作成」を兼ねるものとする。

2 調査対象品目は次のとおりとする。

(1) 搬入する建設資材

コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物、土砂、碎石、塩化ビニル管・継手、石膏ボード、その他の建設資材

(2) 搬出する建設副産物

コンクリート塊、建設発生木材(建設リサイクル法第 2 条に基づく特定建設資材廃棄物である木材が廃棄物になったもので、解体工事によって生じる木くず、新築工事によって生じる木材の端材など)、アスファルト・コンクリート塊、その他がれき類、建設発生木材(上記以外の伐木材、除根材など)、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃塩化ビニル管・継手、廃プラスチック(廃塩化ビニル管、継手を除く)、廃石膏ボード、紙くず、アスベスト(飛散性)、その他の分別された廃棄物、建設発生土(作業手順)

第 3 条 建設副産物実態調査の作業手順は、次のとおりとし、受注者が行うものとする。

(1) 「建設リサイクルデータ総合システム - CREDAS - 」(以下「入力システム」という。)を国土交通省のホームページ

【<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/index.htm>】からダウンロードする。なお、「入力システム」は最新版を使用すること。

(2) 当初契約時点のデータを入力する。(「再生資源利用{促進}計画書 - 「塩化ビニル管・継手」、「石膏ボード」等追加版 - 」の作成)

(3) 「再生資源利用{促進}計画書 - 「塩化ビニル管・継手」、「石膏ボード」等追加版 - 」を印刷し、施工計画書に添付する。

(4) 工事完成時に実施書(最終データに修正する)に書き換える。

(5) 提出用の C D 等を作成する(提出は実施書のみ)。

(6) 「再生資源利用{促進}実施書 - 「塩化ビニル管・継手」、「石膏ボード」等追加版 - 」を印刷し、監督員の確認を受ける。

(7) 工事完成時提出用 C D 等を提出する。

(8) 完成図書に「再生資源利用{促進}実施書 - 「塩化ビニル管・継手」、「石膏ボード」等追加版-」を添付する。

(データ入力上の留意点)

第4条 埋戻しなどのように、現場内利用がある場合、建設副産物発生・搬出(一種発生土～浚せつ土には、「地山 m^3 」で入力し、「様式1 再生資源利用計画書(実施書)」 - 建設副産物搬入工事用 - には、「締め m^3 」(次表、土量の変化率Cを考慮すること。)で入力する。

表 土量の変化率C

レキ質土		砂質土及び砂		粘性土		岩塊 玉石
レキ	レキ土質	砂	砂質土 普通土	粘性土	高含水比 粘性土	
0.95	0.90	0.95	0.90	0.90	0.90	1.00

軟岩	軟岩	中硬岩	硬岩
1.15	1.20	1.25	1.40

(例)

掘削 100 m^3

埋戻し 20 m^3 (締め m^3) - 「様式1 建設資材 利用量(A)」欄に入力する。

22 m^3 (地山 m^3) - 「様式2 利用量」欄に入力する。

20 m^3 / 変化率C (仮に0.9とする) = 22 m^3

処分 78 m^3 (地山 m^3) - 「様式2 現場外搬出量」欄に入力する。

100 m^3 - 22 m^3 = 78 m^3

2 「様式2 再生資源利用促進計画書(実施書)」 - 建設副産物搬出工事用 - については、次のとおりとする。

(1) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を、相模原市指定の工場に搬出する場合、「施工条件の内容」は「1.A指定処分」、「搬出先の種類」は「2.中間処理施設(焼却以外)・土質改良プラント」を選択する。

(2) 建設発生木材を再資源化を前提としたチップ化等の処理工場及び建設汚泥を一部であっても改良土等に処理をしている施設などに搬出する場合、「搬出先の種類」は「2.中間処理施設(焼却以外)・土質改良プラント」を選択する。

(3) 建設発生土を市指定処分地に搬出する場合、「搬出先の種類」は「1.他の工事現場」を選択する。

附 則

本仕様書は、平成17年10月11日から適用する。

附 則

本仕様書は、平成25年4月1日から適用する。

7. スラグ入りアスファルト合材の舗装工事に関する共通特記仕様書

(適用)

第1条 本仕様書は、相模原市が発注する公共工事におけるアスファルト舗装工事において、一般廃棄物の溶融固化物(以下「スラグ」という。)を骨材の一部として生成された再生アスファルト合材(以下「スラグ入り合材」という。)の使用を施工条件とした舗装工事に適用するものとする。

(種類)

第2条 舗装工事に使用するスラグ入り合材の種類は次のとおりとする。

- (1) スラグ入り再生密粒度アスファルト合材(13mm)
- (2) スラグ入り再生密粒度アスファルト合材(20mm)
- (3) スラグ入りポリマー改質型アスファルト合材(20mm)

(品質・配合量及び配合設計)

第3条 スラグ入り合材に使用するスラグの品質および配合量については、次のとおりとする。

(1) スラグの品質は、相模原市南清掃工場において生成されるスラグで、日本工業規格の認証(JISA5032)を受けたものとする。

(2) スラグの配合量は、アスファルト合材の全骨材重量の10%を上限とする。

2 スラグ入り合材の粒度およびアスファルト量の決定にあたっては、プラントにおいて配合設計を行い監督員の確認を得なければならない。ただし、過去1年以内に当該プラントにおいて生産され、かつ使用した実績がある配合設計の場合で、この実績又は定期試験による配合設計書を監督員が承諾したときには配合設計を省略することができる。

3 アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定されたスラグ入り合材を使用する場合は、事前に認定書(認定証、混合物総括表)の写しを監督員に提出するものとし、スラグ入り合材に関する品質証明、試験成績表の提出及び試験練りは省略できる。

(施工規模)

第4条 スラグ入り合材を使用する舗装工事の施工規模は、舗装厚1層40mm以上かつ1施工日1種類あたり200㎡以上とする。

(留意事項)

第5条 受注者は、1施工日におけるスラグ入り合材の過不足が生じないように、プラントと調整し、工程及びスラグ入り合材調達の管理に努めること。

2 路面の仮復旧工及び段差摺り付け工等には、スラグ入り合材を使用しないものとする。

(補則)

第6条 本仕様書について疑義および定めのない事項が生じたときは、監督員と受注者が協議して定めるものとする。

附 則

本仕様書は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本仕様書は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本仕様書は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本仕様書は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

8 . 照査結果報告に関する共通特記仕様書

(適用)

第1条 本仕様書は、相模原市土木工事共通仕様書(第 編共通編、第1章総則1-1-3設計図書の照査等第2項)に基づき、受注者が工事施工前に実施する、工事請負契約約款第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査(以下「照査」という。)の結果を監督員に報告する場合に適用する。

(照査の報告)

第2条 受注者は、照査を実施した結果を別紙「設計図書の照査に関する報告書」により、速やかに報告しなければならない。

(補則)

第3条 受注者は、照査の結果、該当する事実がある場合又は疑義が生じた場合には、監督員に確認依頼書にその事実が確認できる資料を添えて提出し、確認を求めなければならない。

附 則

本仕様書は、平成23年2月1日以降に契約した土木工事から適用する。

附 則

本仕様書は、平成25年4月1日から適用する。

相模原市長 宛

受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

設計図書の照査に関する結果報告書

次のとおり照査したので報告します。

工 事 名			
工事場所	相模原市	区	地内
請負金額			
工事期間	年	月	日 ~ 年 月 日

確 認 項 目（契約約款第18条関係）	照査の結果
(1) 図面，仕様書，現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない。	該当・非該当
(2) 設計図書に誤りがある又は表示されるべきことが表示されていない。	該当・非該当
(3) 設計図書の表示が不十分，不正確，不明確で，施工における判断がつかない。	該当・非該当
(4) 設計図書に明示された施工条件が実際の工事現場の状況と異なる。	該当・非該当
(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた。	該当・非該当

なお、照査の結果、上記確認項目に該当する事実を発見したときは、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めます。

(4) 「設計図書に明示された施行条件」の例

（自然的条件） 掘削する地山の高さ，埋め立てるべき盛土の深さなどの地表面の凹凸の形状，地質，湧水の有無又は量，地下水の水位，立木などの除去すべき物の有無 など

（人為的条件） 地下埋設物，地下工作物，土-取(-捨)場，工事用道路，通行道路 など

(5) 「設計図書で明示されていない施工条件」の例

（自然的なもの） 軟弱地盤の発見，転石の発見，湧水の噴出 など

（人為的なもの） 騒音規制，交通規制，埋蔵文化財の発見，住民運動，環境運動 など

決裁日 平成 年 月 日

課長	担当課長	統括監督員	担当監督員	

9 . 現場代理人等の氏名等の取扱に関する共通特記仕様書

(目的)

第1条 本仕様書は、公共工事の実施の円滑化を図ると共に、市民サービスに資することを目的に定めるものとする。

(対象とする工事等)

第2条 相模原市が発注する工事、委託等(以下「工事等」という。)にあって、現場代理人又は現場責任者となりうる者(以下「現場代理人等」という。)を配置する工事等を対象とする。

(氏名等の公表)

第3条 工事等の現場代理人等の氏名、会社名及び連絡先について、工事のお知らせや工事標示板等に明示し公表を行うものとする。

附 則

本仕様書は、平成18年11月1日から適用する。

附 則

本仕様書は、平成25年4月1日から適用する。

10．設計変更に関する共通特記仕様書

(適用)

第1条 本仕様書は、設計図書の内容を訂正・変更(以下「設計変更」という。)する場合の取扱いについて定めるものとする。

(手続き)

第2条 発注者は、設計変更が必要と認めるときは、その都度速やかに工事打合せ書により、当該設計変更の内容等について受注者へ通知する。

2 設計変更により契約変更が必要となった場合には、契約書第23条又は第24条の規定により、遅滞なく手続きを行う。ただし、軽微な設計変更に伴う契約金額の変更は、まとめて行うことができる。

(設計変更の考え方)

第3条 設計変更の具体的な考え方等については、「相模原市請負工事設計変更ガイドライン(相模原市)」によるものとする。

(積算方法)

第4条 設計変更に伴う契約金額の変更に当たっては、「土木工事標準積算基準書(土木工事編)〔 〕(相模原市都市建設局)第11章 設計変更」により積算するものとする。

附 則

本仕様書は、平成25年4月1日から適用する。

1 1 . 施工計画書の取扱いに関する共通特記仕様書

(適用)

第1条 本仕様書は、相模原市土木工事共通仕様書(第 編共通編第1章総則1 - 1 - 4 施工計画書)に基づき、受注者が提出した施工計画書、変更施工計画書及び詳細施工計画書(以下「施工計画書等」という。)の取扱いについて定めるものとする。

(施工計画書等の帰属)

第2条 施工計画書等の管理及び権利の帰属は受注者によるものとする。ただし、受注者が管理及び権利を放棄した場合は、この限りではない。

(施工計画書等の提供)

第3条 発注者は、施工計画書等を受注者及び発注者を除く第三者に対しては、相模原市情報公開条例第31条(情報の提供)に基づき積極的に提供しよう努めなければならない。ただし、提供にあたっては事前に受注者と協議し、提供の許可を得なければならない。

(補則)

第4条 本仕様書について、発注者と受注者との相互の間に疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

附則

本仕様書は、平成25年4月1日から適用する。

12. 電子納品に関する共通特記仕様書

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、本工事の最終成果を電子納品の対象とし、そのために必要な事項について定めるものとする。

(電子納品)

第2条 電子納品とは、本工事の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「相模原市電子納品運用ガイドライン(案)【土木工事編】平成20年11月」(以下「ガイドライン」という。)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督員と協議するものとする。

(成果品の納品)

第3条 成果品は、ガイドラインに基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R)に格納して2部納品すること。

なお、電子納品の対象外とした品目は、紙で納品する。又、ガイドラインで特に記載がない項目については、原則として成果を電子化して納品する義務はないが、監督員と協議の上、電子化の是非を決定する。

2 前項で規定する電子媒体は、監督員と別途協議の上、他の電子媒体(DVD-R)とすることができる。

(成果品の確認)

第4条 受注者は、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施すること。なお、電子データの検査方法については、別途協議の上決定する。

(成果の電子納品対象とする品目)

第5条 本工事における電子納品の品目は次の通りとする。

- (1) 出来形写真に関する成果品。
- (2) 出来形管理に関する成果品。
- (3) 品質管理に関する成果品。

(その他)

第6条 受注者は、本工事を実施するにあたり、事前協議を実施するとともに、結果を事前協議チェックシートに記載し、施工計画書に添付すること。又、その他内容に疑義を生じた場合は、速やかに監督員と協議し、その指示を受けなければならない。

附則

本仕様書は、平成25年4月1日から適用する。

13. 舗装版切断時に発生する濁水の処理（試行）に関する共通特記仕様書

（適用）

第1条 本仕様書は、相模原市が発注する土木工事又は土木工事に係る委託（以下「本工事等」という。）におけるアスファルト舗装版切断時及びコンクリート舗装版切断時に発生する濁水（以下「濁水」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

（濁水処理量）

第2条 本工事等における濁水処理量については、現場説明書のとおりとする。

（共通事項）

第3条 受注者は、可能な限り吸引により回収した濁水を汚泥の産業廃棄物として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。

2 受注者は、中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならない。

3 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、産業廃棄物の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬業務委託契約を締結しなければならない。

4 受注者は、濁水の処理に関する履行について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」（以下「廃掃法」という。）において定める産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより管理するものとする。

5 濁水が発生しない工法を採用した場合は、排水吸引機能を有する舗装切断機械等と同様に粉塵の飛散防止を図るとともに、回収した粉塵は廃掃法に基づき適正な運搬及び処理を図るものとする。

（提出書類）

第4条 受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならない。また、中間処理業者及び収集運搬業者と締結した委託契約書の写し及び許可書の写しを添付しなければならない。

（実態調査）

第5条 受注者は、本工事等における濁水処理量に係る実態調査を行う場合は、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。

（その他）

第6条 濁水処理量については、舗装版の切断延長又は切断深さが変更した場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。

2 本仕様書について、発注者と受注者との相互の間に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

附則

本仕様書は、平成26年4月1日から適用する。

附則

本仕様書は、平成27年4月1日から適用する。

14 . 施工体制台帳等の作成に関する共通特記仕様書

(適用)

第1条 本仕様書は、相模原市が発注する公共工事における施工体制台帳の作成並びに外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(一般事項)

第2条 受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳の作成等について(通知)」(平成26年12月25日付け国土建第198~202号)に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。

(施工体制の確認)

第3条 受注者は、現場施工体制について、「施工体制台帳等活用マニュアル」及び「施工体制台帳等のチェックリスト」等により監督員の確認を得なければならない。

2 「施工体制台帳等活用マニュアル」及び「施工体制台帳等のチェックリスト」は、必要に応じて国土交通省のホームページからダウンロードすること。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000003.html

(補則)

第4条 本仕様書について、発注者と受注者との相互の間に疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

附則

本仕様書は、平成27年4月1日から適用する。